

「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定 に向けた取組について

基本構想では8つの分野ごとの将来像を描いており、子ども分野では「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」を掲げたところです。

その実現に向けて、本区における子どもの権利擁護をより一層推進する必要があるため、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」及び令和5年4月に施行されたこども基本法第3条に定められた基本理念を踏まえ、以下のとおり、「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」（以下、「条例」という。）の制定に向けた取組を進めることとしましたので報告します。

1 検討の進め方

(1) 「(仮称) 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会」の設置

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、区長の諮問に応じて条例の制定に向けた検討に関して必要な事項を調査・審議する「(仮称) 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会」（以下「審議会」という。）を設置する。

○審議会委員の構成

公募区民、関係団体が推薦する者、学識経験者・弁護士、その他区長が認める者15人以内

(2) 区民等意見反映のための取組

子どもの権利擁護の考え方や区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組みなどについて、区民や有識者、子どもからの意見を幅広く反映させるため、次の取組を行う。

- ① 子どもからの意見聴取
- ② 子どもに関係する施設・団体等への説明
- ③ 広報すぎなみ及び区ホームページ等での情報発信
- ④ 杉並区自治基本条例に基づく区民等の意見提出手続 等

特に子どもからの意見聴取については、こども基本法第11条に基づき、子どもたち自身が直接意見を表明する機会を設けることとする。

(3) 庁内各課への情報共有及び連携

子どもの権利擁護に関する施策を総合的かつ一体的に推進していく必要があること、また、子どもに関する施策・事業に関連する所管が広範にわたることから、条例の検討経過や審議会での議論等については、庁内各課に対して適宜情報共有するとともに、必要に応じて連携を図っていくこととする。

2 今後の主なスケジュール(予定)

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| 令和 5 年 5 月 | 令和 5 年第 2 回定例会に審議会設置条例案及び関連する補正予算案を提出 |
| 6 月 | 審議会区民委員公募開始 |
| 8 月 | 第 1 回審議会開催（～令和 6 年 6 月までに計 7 回開催予定） |
| 8 月～ | 子ども等からの意見聴取の実施 |
| 令和 6 年 6 月 | 審議会答申 |
| 9 月 | 令和 6 年第 3 回定例会に条例骨子案を報告 |
| 10 月 | 区民等の意見提出手続 |
| 令和 7 年 2 月 | 令和 7 年第 1 回定例会に条例案を提出 |
| 4 月 | 条例施行 |